

蒲郡市建設工事請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 蒲郡市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負業者（以下「業者」という。）の選定については、蒲郡市契約規則（昭和39年蒲郡市規則第11号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(選定対象者)

第2条 業者の選定は、市長の定める期間内に建設工事入札参加資格審査申請書を提出した業者を対象とする。

(発注基準)

第3条 蒲郡市建設工事請負業者格付要領（以下「格付要領」という。）第6条の規定に基づく格付等級（以下「格付等級」という。）における建設工事の設計金額による発注基準は次表のとおりとする。

業種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
特A	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上
A	4,500万円未満 3,000万円以上	4,500万円未満 1,500万円以上	4,500万円未満 1,000万円以上	4,500万円未満 1,000万円以上
A及びB		1,500万円未満 500万円以上	1,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満 500万円以上
B	3,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満

業種 等級	舗装工事	塗装工事	造園工事	水道施設工事
特A	1,000万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上	4,500万円以上
A	1,000万円未満	4,500万円未満	4,500万円未満	4,500万円未満 1,000万円以上
A及びB				1,000万円未満 500万円以上
B				500万円未満

第4条 削除

(指名選定基準)

第5条 第3条の定める建設工事について、業者を選定するときは、格付等級に基づき同条の発注基準に対応する業者の中から選定するものとする。ただし、必要がある場合は、1等級上位又は1等級下位の等級の業者から選定することができる。

2 前項に規定する以外の建設工事については、業者の業務実績等を勘案して選定するものとする。

3 設計金額が1,000万円以上の建設工事（建築一式工事を主たる業種とする工事において、業種ごとに分割発注することとなった場合の建築一式工事以外の業種を除く。）のうち指名競争入札で入札を執行する場合は、蒲郡市資格審査会設置要領に基づく蒲郡市資格審査会（以下「資格審査会」という。）で、その都度審査する。

4 設計金額が1,000万円未満の工事の業者選定にあつては、この要領により選定し、決裁規程に基づき決裁するものとする。

5 業者の選定は、次に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 契約件数及び契約高
- (2) 手持工事の進捗状況
- (3) 当該工事に対する地理的条件
- (4) 不誠実な行為の有無
- (5) 工事成績
- (6) 技術者の状況
- (7) 工事施工における技術的適正
- (8) 経営状況
- (9) 安全管理の状況
- (10) 労働福祉の状況
- (11) 合算積算に伴う同一業者指名

6 業者の選定に当たっては、市内業者育成の観点から、市内に本店、支店、営業所等を有する業者を優先して選定するものとする。

7 前項以外の業者については、建設工事の種類、内容、規模等により必要な都度選定するものとする。

(選定の対象外)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、格付要領第4条に規定する完成工事高の額が次の各号に定める額に満たない業者は選定の対象外とする。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 土木一式工事、建築一式工事、舗装工事 | 2, 000万円 |
| (2) 電気工事、管工事、塗装工事、造園工事 | 1, 000万円 |
| (3) 水道施設工事 | 500万円 |

(選定基準の特例)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は格付等級の区分及び第3条の発注基準にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害復旧工事で緊急又は短時間で完了する必要があるとき。
- (2) 当該工事に対し、特に地理的条件を必要とするとき。
- (3) 特殊な機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 随意契約に係る工事

(指名業者数)

第7条 指名競争入札に付する業者数は、発注する建設工事の設計金額に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、発注する請負工事の種類、内容等によりこれによりがたい場合はこの限りでない。

- | | |
|--------------------------|------|
| (1) 500万円未満 | 5人以上 |
| (2) 500万円以上1, 000万円未満 | 6人以上 |
| (3) 1, 000万円以上3, 000万円未満 | 7人以上 |
| (4) 3, 000万円以上 | 8人以上 |

(指名の内申)

第8条 指名競争入札に付する請負工事の業者指名は、工事主管課長が内申するものとする。

(指名停止等)

第9条 蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に該当する業者は、競争入札参加を一定期間停止するものとする。

(随意契約者の選定)

第10条 随意契約者の選定については、随意契約の理由その他条件を勘案して適切な業者を選定するものとする。

(準用)

第11条 調査、測量、設計等の委託業務、製造の請負及び材料の購入のための業者の選定については、この要領を準用する。

(雑則)

第12条 制限付一般競争入札の施行及び共同企業体の選定については、この要領に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

2 前項のほか、この要領に定めるものを除く必要な事項は、資格審査会において定める。

附 則

1 この要領は昭和54年4月1日から施行する。

2 蒲郡市建設工事請負業者選定要領（昭和53年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和55年7月16日から施行する。

附 則

この要領は昭和56年9月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和59年5月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和61年5月1日から施行する。

附 則

この要領は昭和63年4月11日から施行する。

附 則

この要領は平成2年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成3年4月8日から施行する。

附 則

この要領は平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要領は平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。